

南相馬市における復旧・復興のための共同企業体(復旧・復興建設工事共同企業体)を活用するための当面の運用

第1 趣旨

東日本大震災及び福島第一原発事故により大きな被害を受けた本市において、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、南相馬市内の地元建設企業が、市外の建設企業と共同し、その施工力を強化するために結成される共同企業体(以下「復旧・復興建設工事共同企業体」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

復旧・復興建設工事共同企業体により施工することができる工事は、予定価格(税込)が5千万円以上、政府調達協定対象額()未満の復旧・復興工事(土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気工事、暖冷房衛生設備工事(管工事)、水道施設工事に限る。)のうち市長が入札公告において指定する工事とする。
()平成26年3月31日までは、19億4千万円以上

第3 構成員の数

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。

第4 構成員の要件

復旧・復興建設工事共同企業体の全ての構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 登録部門(土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気工事、暖冷房衛生設備工事(管工事)、水道施設工事に限る。)に係る業種について、南相馬市の建設工事入札参加登録を受けていること。
- (2) 全ての構成員に、前号の業種(以下「登録業種」という。)に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ることを原則とする。ただし、共同施工を行う場合であって、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が登録業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置することができるものとする。

第5 構成員の組み合わせ

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 構成員のうち代表者については、市内の本店又は本社により登録されている者とし、登録する業種ごとに入札参加格付表に掲げる最上位等級(Aランク)に格付けされている者とする。ただし、電気工事については、市内の支店、支

社又は営業所により登録され、最上位等級（Aランク）に格付けされている者も代表者となることができる。

- (2) 代表者以外の構成員については、代表者と同等以上の施工能力を有する者とし、平成29・30年度南相馬市入札参加資格審査申請時（以下「入札参加申請時」という。）の経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書（以下「経営事項審査」という。）の総合評定値（P）が、土木一式工事にあつては875点以上の者、建築一式工事にあつては792点以上の者、舗装工事にあつては655点以上で入札参加申請時の平均完成工事高が1千万円以上の者、電気工事にあつては769点以上の者、暖冷房衛生設備工事（管工事）にあつては710点以上の者、水道施設工事にあつては623点以上の者とする。
- (3) 構成員が3者の場合は、市内の本店、支店、営業所等により登録されている者で、登録する業種ごとに入札参加格付表に掲げる第2位等級（Bランク）に格付けされている者1者を含むことができる。

第6 結成方法

復旧・復興建設工事共同企業体は、自主結成とする。

第7 登録

- (1) 一の企業が入札参加登録することができる復旧・復興建設工事共同企業体の数は、三つまでとする（特定建設工事共同企業体と経常建設共同企業体による登録の数は除く。）。また、同一の企業が、単体若しくは経常建設共同企業体又は復旧・復興建設工事共同企業体のいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。
- (2) 復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加登録は毎年度行うものとし、その有効期限は毎年度末日までとする。

第8 出資割合

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の最低出資割合は、構成員数に応じ、次のとおりとする。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上

第9 入札参加登録申請

復旧・復興建設工事共同企業体は、入札参加登録の申請をしようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 復旧・復興建設工事共同企業体入札参加登録申請書（様式第1号）
- (2) 復旧・復興建設工事共同企業体協定書（様式第2号）の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

第10 業種の追加申請

既に復旧・復興建設工事共同企業体に登録のある者が、登録業種を追加しよう

とすることは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、第4及び第5に規定する要件を満たしている者に限る。

- (1) 復旧・復興建設工事共同企業体入札参加登録業種追加申請書（様式第5号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第11 協定書

復旧・復興建設工事共同企業体協定書は、様式第2号に準じて作成しなければならない。

第12 特定建設業の許可の有無

復旧・復興建設工事共同企業体が工事を施工する場合には、構成員のうち1者以上が建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものである場合に限り、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第2条に定める金額以上となる下請け契約を締結できるものとする。

第13 編成表等の提出

工事を施工する復旧・復興建設工事共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約締結時に、様式第3号に準じた運営委員会の委員名、工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表を市長に提出しなければならない。

第14 解散の時期

復旧・復興建設工事共同企業体が解散し、解散届（様式第4号）を提出した場合は、入札参加登録を抹消するものとする。ただし、工事を受注している場合は、請負契約履行後3か月を経過するまでの間は解散できないものとする。

第15 その他

この運用の施行に関し必要な事項は、別に定める。

第16 適用時期

この運用は、平成26年4月15日から適用する。